

## 研究契約の作成、審査業務について

産学連携センター  
阿世知 昌弘

### 1. はじめに

私は、通常業務を、兼務先の学術研究・産学官連携本部で行っている。当本部は、九州大学における産学官連携推進の一元的な中核組織であり、「共同研究等のコーディネート」、「技術移転推進」、「大学発ベンチャー支援」など、産学官連携推進に関するあらゆる機能を有する組織である。なお、当本部は、百道浜の「九州大学産学官連携イノベーションプラザ」内にある。

### 2. 主な業務内容について

主な業務は、企業等との共同研究契約や受託研究契約等、いわゆる研究契約の審査や作成である。九州大学では、共同研究と受託研究をあわせ、年間約1200件の契約が締結されている。そのほとんどは、九州大学の契約雛形や国指定の契約書のまま修正なく締結されるが、このうちの約2割は、相手方の契約雛形や九州大学の契約雛形に修正が入るため、相手方との協議が必要となる。これら約2割の契約について、契約内容の審査や必要に応じた修正、研究者や契約手続き担当者からの要望に応じた条文案の作成を行っている。

### 3. 業務遂行において必要なこと

私の業務は、企業では通常、法務部門が担当することが多く、企業との契約協議においても、法務担当者ややりとりすることが多い。

ここで「契約」とは、『二人以上の当事者の意思表示（「申し込み」と「承諾」）の合致によって成立する法律行為』であり、これは民法に定められている。従って、業務遂行には民法等の法律知識が必須なのではと思われがちだが、決してそのようなことはない（現に私も理系の技術職員として採用されそれまでに法律を学んだ経験は皆無である。）。もちろん、法律知識があるに越したことはなく、法律の知識が契約審査上、強力なツールとなる場面は多い。

しかしながら、前述のとおり「契約」とは、相手方との「意思の合致」があって初めて成り立つものである（言い換えると、相手方との「約束」が成立することである）。従って、相手方が契約条文の内容やこちらの主張したいことが理解できなければ、そもそも双方の「意思を合致」させることができず、結果、契約を締結することはできない。

以上をふまえて、この業務に必要なことを考えると、まず、誰が読んでも誤解が生じず理解しやすい文章が作成できる国語力や、利害関係者との意見を調整するためのコミュニケーション力があげられる。また、契約書には、将来起こりうるトラブルを未然に防ぐ役割もあり、これには起こりうる事態を想定するための想像力も必要となる。

次に、私の担当する研究契約で考えると、相手方との意見調整が必要になるものとして多いのが、知的財産権の取り扱いや研究成果の公表、秘密情報の取り扱いに関する事項である。これらの協議にあたっては、相手方からの提示条文に対して、①九州大学の知的財産権に関する管理・活用方針に照らし九州大学にとって不利益となる内容、②研究成果の公表、秘密情報を扱う研究者にとって不利益となる内容があれば、これらを不利益とならない、かつ相手方が許容可能と思われる内容に修正することが必要となる。

このほか、契約書特有の言い回しや用語などに慣れる必要があるが、これは、業務を通じ自然と身につくものと考えている。

### 4. おわりに

契約書は、双方の関係が良好な場合（共同研究や受託研究が順調に実施され終了する場合）には、その締結後に読み返されることがほとんどない（たとえ不利益な内容があったとしても問題になることは少ない。）。しかしながら、一旦、トラブルが起こると、契約書の該当箇所が詳細に読み返され、その対処について検討がなされる。この場合に、該当箇所が九州大学にとって不利益な内容や曖昧な内容であったりすると、対処に支障をきたし困ったことになる。このような事態に陥らないためには、審査の際、契約書を前述の不利益とならない内容とすることはもちろんのこと、その文章が曖昧なものになっていないか、権利義務関係は明確に表現できているか、という点もあわせて確認する必要がある。

私の業務は、九州大学の許容可能な範囲で、その時々状況に応じた最適な解を導き出さなければならず、非常に神経を使う業務である、と同時に、常に己の知性を総動員して行わなければならない知的な業務であるとも考える。